

令和7年度 宜野湾市 介護保険サービス事業者等集団指導

介護サービス事業者における 「業務管理体制の整備」について

～法令遵守(コンプライアンス)の徹底と

適切な事業運営のために～

制度の趣旨と目的

- 制度の背景:

平成20年の介護保険法改正により、**全ての事業者に整備が義務付け**られました。

- 目的:

- **法令遵守の義務履行** を確保する。
- 指定取消事案などの**不正行為を未然に防止** する。
- 利用者の保護と介護事業運営の適正化を図る。



対象となる事業者

以下の事業者を含む介護サービス事業者が対象です。

- ✓ 指定**地域密着型サービス**事業者
- ✓ 指定**居宅介護支援**事業者
- ✓ 指定**介護予防支援**事業者
(地域包括支援センター等)



留意点

届出は事業所単位ではなく、**申請者(法人)ごと**に行います。

整備すべき業務管理体制の内容

事業者が運営する事業所等の数に応じて、整備事項が異なります。



20未満

「法令遵守責任者」の選任

※代表者自身がなっても構いません。



20以上 100未満

「法令遵守責任者」の選任に加え、

「法令遵守規程」(マニュアル等)の
整備



100以上

「法令遵守責任者」の選任、

「法令遵守規程」の整備に加え、

「業務執行状況の監査」の定期的
な実施

事業所数の数え方

- 基本ルール:

指定を受けた**サービス種別ごと**に1事業所と数えます。

- 除外されるもの:

- 健康保険法に基づく「みなし指定事業所」
- 総合事業(第一号事業)

【例】同一拠点での併設



+



2

事業所としてカウント

業務管理体制の整備に関する届出

届出が必要なタイミング

- ▶ 新規に事業を開始したとき(遅滞なく)
- ✍ 届出事項に変更があったとき
(法令遵守責任者の変更、住所変更など)
- 📍 事業展開地域の変更により「届出先区分」が変わったとき

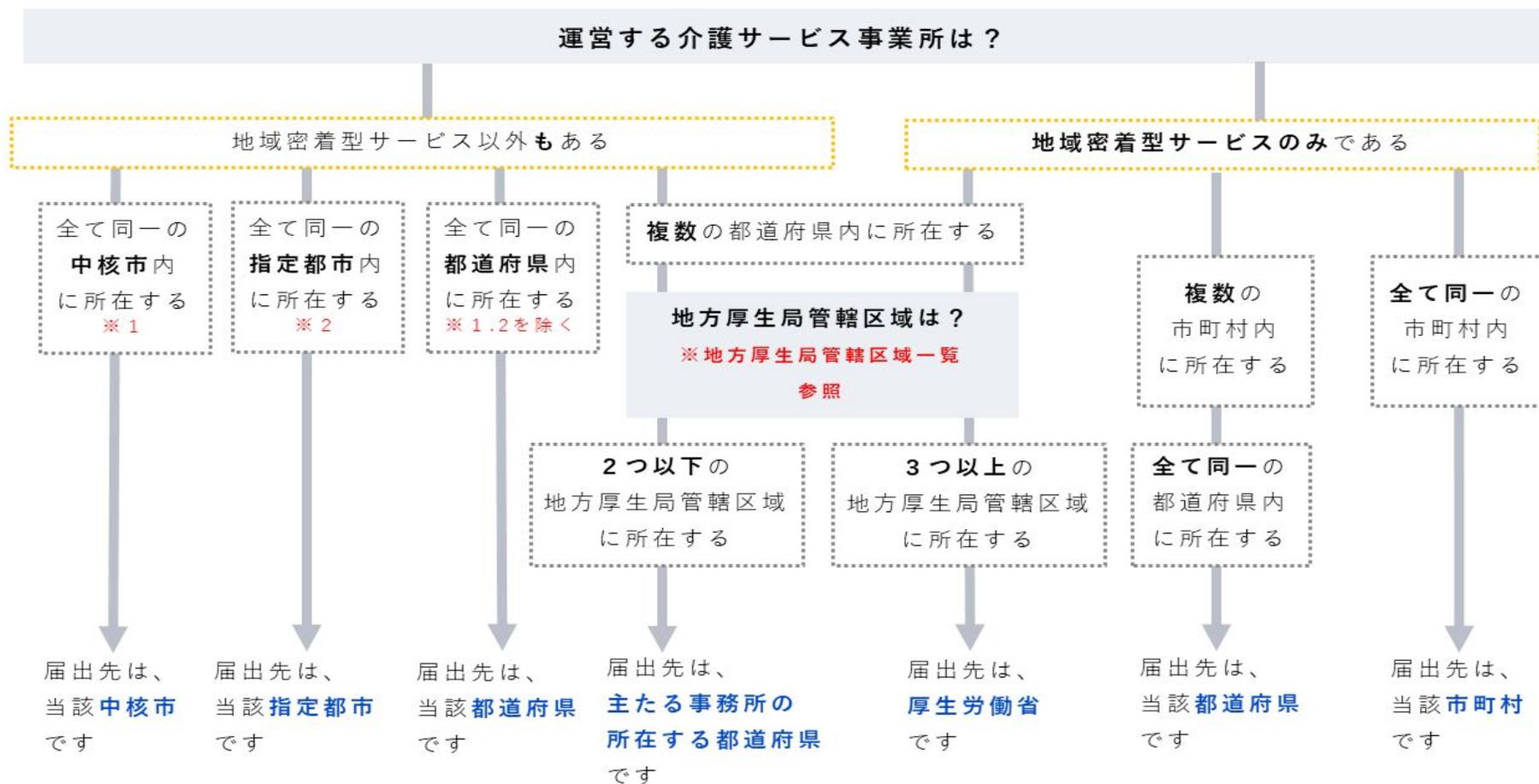
届出の方法

- ▶ 原則、『業務管理体制の整備に関する届出システム』による
電子申請



届出先機関の区分

事業展開の範囲によって届出先が分かります。



出典:厚生労働省ホームページ「介護サービス事業者の業務管理体制に関する届出について」より引用

確認検査（一般検査と特別検査）



一般検査

原則として概ね6年に1回、届出事項の整備・運用状況を確認します。

（面談方式・書面方式）



特別検査

指定取消相当の事案や重大な被害が発覚した場合、**本部の関与を検証**するために実施します。

i 不備がある場合は「勧告」や「命令」が行われ、従わない場合は公表等の対象となります。

日常的な遵守事項と体制の評価

重点的に確認されるプロセス(プロセス・チェック)



1. 方針の策定

経営陣が法令遵守の方針を明確にし、関与しているか。



2. 体制の整備

内部規程や組織体制が、現場まで周知・浸透しているか。



3. 評価・改善

PDCAサイクルが機能し、自律的に改善できているか。

🔍 **具体的チェック項目:** 高齢者虐待防止、身体拘束廃止、人員・運営基準の遵守、適切な介護報酬請求

|まとめ



業務管理体制の整備は、
単なる書類の届出ではなく、
法人全体で法令遵守を実践する
ための仕組みづくりです。

最新の様式やマニュアルは
厚生労働省のホームページ 等でご確認ください。

ご清聴ありがとうございました